

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券について・・・償却原価法(定額法)によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
建物、建物附属設備及び什器備品・・・定額法によっている。
ソフトウェア・・・法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
賞与引当金・・・職員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上している。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
奨学資金積立金	220,292,310	13,737,403	20,900,000	213,129,713
海外医療協力者会議積立金	4,104,774	0	0	4,104,774
バン格拉デシュ事業資金	2,260,292	403,000	2,663,292	0
60周年記念事業準備資金	3,097,880	0	0	3,097,880
災害救援復興資金	1,033,400	2,990,000	1,498,400	2,525,000
海外保健医療協力資金	341,955,392	1,000,000	1,000,000	341,955,392
海外派遣事業資金	12,995,407	0	0	12,995,407
切手60周年記念事業準備資金	1,800,000	1,400,000	1,800,000	1,400,000
管理業務資金	0	380,000	380,000	0
合計	587,539,455	19,910,403	28,241,692	579,208,166

4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
奨学資金積立金	213,129,713	112,834,238	100,295,475	0
海外医療協力者会議積立金	4,104,774	0	4,104,774	0
60周年記念事業準備資金	3,097,880	0	3,097,880	0
災害救援復興資金	2,525,000	2,525,000	0	0
海外保健医療協力資金	341,955,392	17,053,007	324,902,385	0
海外派遣事業資金	12,995,407	12,995,407	0	0
切手60周年記念事業準備資金	1,400,000	0	1,400,000	0
合計	579,208,166	145,407,652	433,800,514	0

5. 担保に供している資産

該当なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	6,746,325	3,303,824	3,442,501
建物附属設備	2,040,820	1,104,577	936,243
什器備品	13,658,382	12,353,749	1,304,633
合計	22,445,527	16,762,150	5,683,377

7. 保証債務等の偶発債務

該当なし。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債	49,960,975	50,205,000	244,025
合 計	49,960,975	50,205,000	244,025

9. 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	26,441,692
合 計	26,441,692

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。